雨水浸透阻害行為の技術指針等

- 特定都市河川流域では、雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し流出雨水量を増大させないようにするための対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務となります。
- 特定都市河川制度を活用し、地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為の許可等に係る事務の参考となるよう、各地方公共団体における雨水浸透阻害行為の許可等の技術指針等を掲載します。

✓ 審査・申請に関する技術指針等資料

✓ リーフレット、パンフレット等

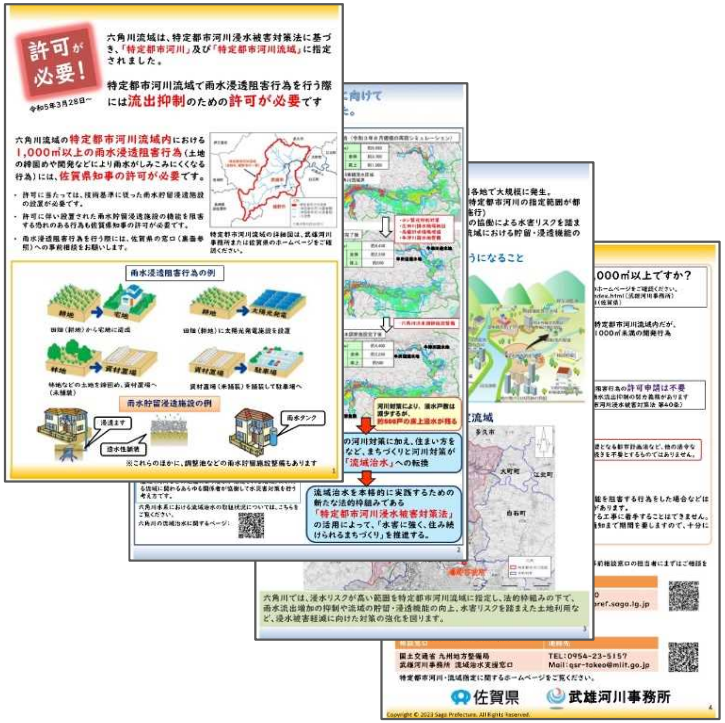

✓ 雨水浸透阻害行為の許可等に係るHP